

## ■デビットカード規定

### 1 デビットカードサービス

デビットカードサービス（以下「このサービス」といいます。）は、次のいずれかの者（次条第1項において「加盟店」といいます。）が設置するこのサービスに係る機能を備えた端末設備（以下「端末設備」といいます。）でデビットカード（キャッシュカード規定の適用のあるカードをいいます。以下「カード」といいます。）を利用して請求することにより、商品の販売又は役務の提供等に係る代金額の支払に充てるため、当該代金額に相当する総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた振替貯金に係る振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下この条において同じとします。）（以下この条及び第3条第1項において「総合口座」といいます。）の預り金を、当該総合口座から当行の指定する振替口座に振り替えてする電信振替の取扱いです。

- ① 日本電子決済推進機構（以下この①及び③において「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下この①、②及び③において「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人又は個人（以下「直接加盟店」といいます。）
- ② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人又は個人
- ③ 規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人又は個人
- ④ ①から③までに掲げるもののほか当行が定める者

### 2 利用方法等

(1) このサービスを請求しようとするときは、自らカードを端末設備に読み取らせるか又は加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末設備に読み取らせ、端末設備に表示された振替の金額を確認したうえで、端末設備に暗証を入力してください。

(2) 前項の場合、払出書の提出は必要ありません。

(3) 次の場合には、このサービスを利用することができません。

- ① 停電、故障等により端末設備による取扱いができない場合
- ② 当行所定の回数を超えてカードの暗証を誤って端末設備に入力した場合
- ③ 端末設備でカードの読み取りができない場合
- ④ 1日当たりの振替金額が、次に掲げる取扱いの別に、それぞれ当行所定の金額の範囲内で加入者が定める金額（以下この④、第5項及び第6項において「指定金額」といいます。）を超える場合。ただし、Aの振替に係る1日の振替金額は、指定金額からBの振替の合計額を差し引いた額以下とします。なお、指定金額については、BはA以下の金額とします。

A ICキャッシュカードを使用して行う振替（ICチップを読み取らずに行う振

替を除きます。)

#### B A以外の振替

- ⑤ 1日当たりの振替回数が当行所定の回数の範囲内で加入者が定める回数（第6項において「指定回数」といいます。）を超える場合
  - ⑥ 1回当たりの振替金額が、当行所定の金額を超える場合
- (4) 当行が利用できないと定めた日又は時間帯は、このサービスを利用することができません。
- (5) 第3項④の指定金額について加入者が定めないときは、当行は、当該指定金額を50万円として取り扱うものとします。
- (6) 指定金額又は指定回数を変更しようとするときは、加入者は、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、カードに係る通常貯金又は通常貯蓄貯金（総合口座取引規定の適用のあるものをいいます。）の通帳（第5条第1項において同じとします。）を添えて当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下「本支店等」といいます。）に届け出てください。
- (7) 前項の変更の届出は、当行所定の書類にカード（キャッシュカード規定第9条（代理人のカード）により代理人に交付されたカード（第6条第2項及び第4項において「代理人のカード」といいます。）を除きます。）を添えて提出し、当該書類への押印に代えて本支店等に設置した端末機に暗証を入力してすることができます。

### 3 サービスの成立

- (1) このサービスは、当行がコンピュータシステムにより振替の内容を確認し、総合口座から振替金に相当する預り金を払い出したことを確認した時に成立するものとします。
- (2) 前項の場合、端末設備から帳票が出力されますので、その記載内容を確認してください。

### 4 取消し等

- (1) このサービスの請求がなされた場合において、第1条の商品の販売又は役務の提供等に係る契約が解除（合意解除を含みます。）され又は取消し等により適法に解消されたときは、加入者は当該契約の相手方から当該振替金に相当する代金額につき、現金により返金を受ける等当該相手方との間で解決してください。
- (2) このサービスの請求において、金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを見逃ごして端末設備にカードの暗証を入力したためこのサービスが成立した場合についても、前項に準じて行ってください。
- (3) 第1項にかかわらず、このサービスの取消しの請求は、当行の業務の遂行上支障がない場合に限り、このサービスが成立した当日中、当行が指定する方法により、端末設備に入力することにより行うことができます。

### 5 利用の停止等

- (1) このサービスを停止しようとするときは、加入者は、当行所定の書類に必要事項を

- 記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳を添えて本支店等に届け出てください。
- (2) 当行は、前項の届出を受けたときは、直ちにこのサービスを停止します。この場合、この届出の前に生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（同社が当行に係る銀行代理業を委託した者を含みます。）（以下「当行等」といいます。）は責任を負いません。
  - (3) このサービスの停止の解除については、第1項に準じて行ってください。

## 6 暗証照合等

- (1) 当行は、端末設備に読み取らせる際に使用されたカードが、当行が加入者に交付したカードであること及び入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえこのサービスを行います。
- (2) カードの偽造、盗難、紛失等の場合、偽造、盗難、紛失等によりカードが他人に使用されるおそれが生じた場合又は他人に使用されたことを認知した場合には、当行所定の方法により、速やかに書面によって本支店等に届け出てください。ただし、代理人のカードの場合は、代理人（代理人のカードを交付された代理人をいいます。以下同じとします。）についても届け出ることができます。
- (3) 前項の届出を受けたときは、直ちにこのサービスの停止の措置を講じます。
- (4) 第2項の届出の前に、加入者から電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。ただし、代理人のカードの場合は、代理人についても通知を行うことができます。なお、通知をした場合にも、当行所定の方法により、速やかに書面によって本支店等に届け出てください。

## 7 偽造カード等による電信振替等

偽造カード又は変造カードによるこのサービスにおける電信振替（加入者が個人（個人事業者を含みます。第9条において同じとします。）である場合の電信振替に限ります。以下この条及び次条において同じとします。）については、加入者若しくは代理人の故意による場合又は当該電信振替について当行が善意かつ無過失であって加入者若しくは代理人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、加入者は、当行所定の書類を提出し、カード及び暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

## 8 盗難カードによる電信振替等

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正に使用され生じたこのサービスにおける電信振替については、次の各号のすべてに該当する場合、加入者は、当行に対して当該電信振替に係る損害（料金及び利子を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ① カードの盗難に気付いてから速やかに、当行等への通知が行われていること
  - ② 当行の調査に対し、加入者より十分な説明が行われていること
  - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該電信振替が加入者又は代理人の故意による場合を

除き、当行は、当行等へ通知が行われた日の30日（ただし、当行等に通知することができないやむを得ない事由があることを加入者が証明した場合は、30日にその事由が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた当該電信振替に係る損害（料金及び利子を含みます。）の額に相当する金額（以下この項において「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該電信振替が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、加入者又は代理人に過失があることを当行が証明した場合は、補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項に係る当行等への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係るカードを用いて行われたこのサービスにおける不正な電信振替が最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は、補てん責任を負いません。

① 当該電信振替が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A 加入者又は代理人に重大な過失があることを当行が証明した場合

B 加入者又は代理人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人又は家事使用人（家事全般を行っている者をいいます。）によって行われた場合

C 加入者又は代理人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ又はこれに付随してカードが盗難された場合

## 9 加入者が個人以外の者である場合の偽造カード等による電信振替等

加入者が個人以外の者である場合における、偽造カード又は変造カードによるこのサービスにおける電信振替については、当行が、カードの磁氣的記録によって、端末設備の操作の際に使用されたカードを当行が交付したのものとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して当該電信振替を行いましたうへは、カード又は暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。ただし、当該電信振替が偽造カード又は変造カードによるものであり、カード及び暗証の管理について加入者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、この限りではありません。

## 10 規定の適用

このサービスには、この規定のほか、「振替規定」が適用されます。ただし、振替規定第6条（特殊取扱）の取扱いはいたしません。また、振替規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。

## 11 規定の改定

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認め

られる場合には、改定内容を本支店等の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上